

○瑞浪市都市計画審議会設置条例

平成12年 5 月 2 日条例第39号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定に基づき、瑞浪市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法の規定によりその権限に属された事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ本市の都市計画に関する事項を調査審議すること。
- (3) 本市の都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 4人以内
- (2) 市議会の議員 4人以内
- (3) 関係行政機関若しくは県の職員又は市民 4人以内

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補充により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、第3条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部都市計画課にて処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成25年12月20日条例第26号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。